

6. コミュニティバス等の見直し・休廃止・新設のガイドライン【参考】

(コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン 平成24年3月27日策定)

6.1 ガイドラインの目的

木津川市において、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するために、運行されているコミュニティバスや予約型乗合タクシー（以下、コミュニティバス等）の利用状況をもとに、利用実態に即したサービスが提供されているか、本ガイドラインに基づき確認を行い、必要に応じてサービスレベルの見直しあるいは運行の休廃止を行う。

6.2 ガイドラインで対象とする交通手段

対象とする交通手段は、コミュニティバス及び予約型乗合タクシーとする。

また、コミュニティバスの機能は、主な利用目的を買い物やレジャー等の自由目的とし、居住地と主要施設・鉄道駅等を結ぶものとする。また、予約型乗合タクシーの機能は、コミュニティバスを補完・代替するものとする。

6.3 コミュニティバス等の見直し・休廃止の流れ

6.3.1 見直し・休廃止のフロー

実証運行及びその後の運行におけるコミュニティバス等の見直し・休廃止までの流れは、以下の通りとする。また、サービスレベルの見直しを行っても、1年以上の実績が運行継続条件を満たさず、運行の継続が困難な場合は、運行を休廃止する。但し、通学線は対象外とする。

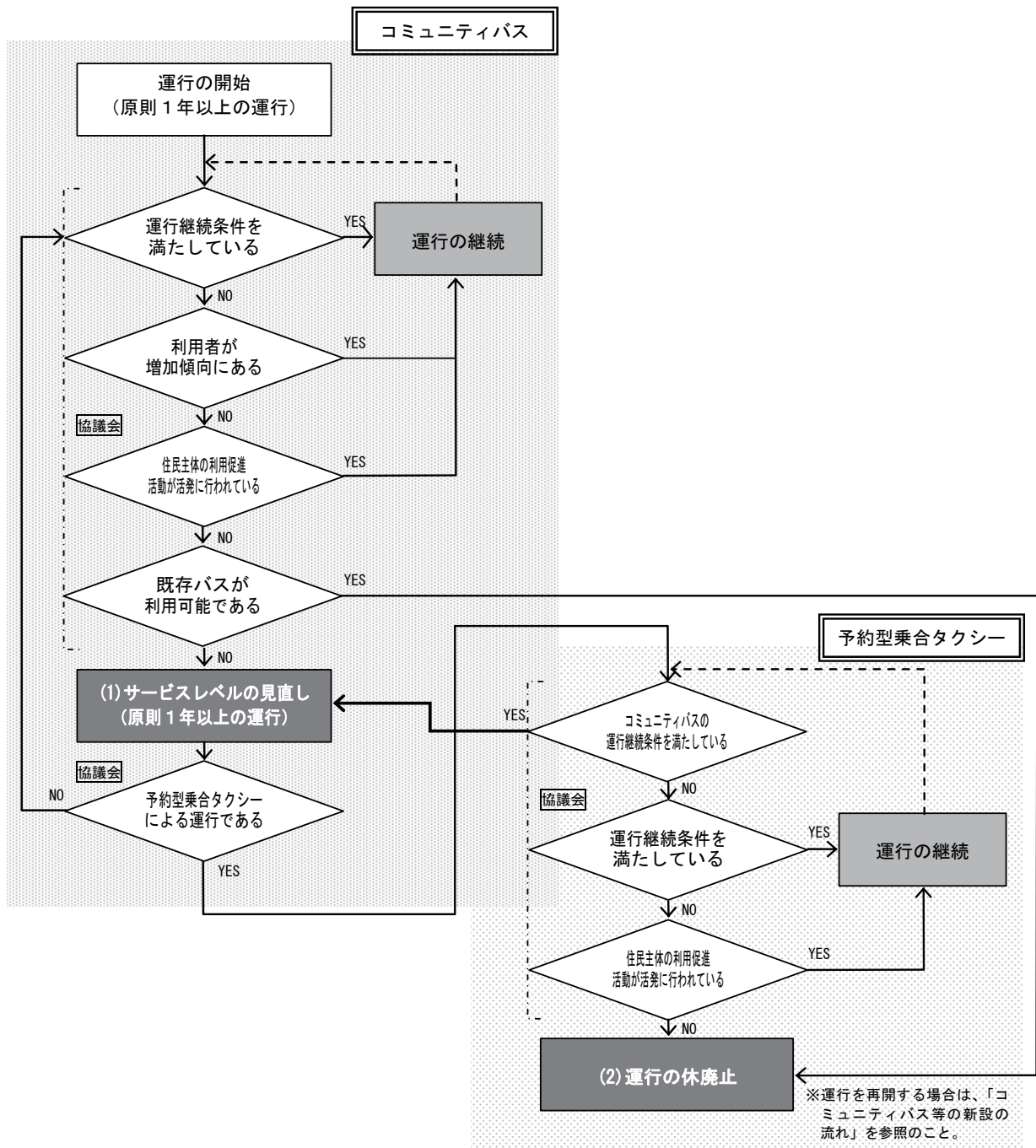


図 6-1 コミュニティバスの見直し・休廃止までの流れ

(1) 交通手段がコミュニティバスの場合

- ① 原則1年以上の運行等を行った後、利用者数が運行継続条件を満たしているか確認する。運行継続条件を満たしている場合は、運行を継続する。
- ② 運行継続条件を満たしていない場合は、利用者数が運行エリアで増加傾向であるか検討する。運行エリアで増加傾向である場合は、運行を継続する。
- ③ 利用者数が運行エリアで増加傾向でない場合は、沿線住民主体の利用促進活動が活発に行われているか確認する。利用促進活動が活発に行われている場合は、運行を継続する。
- ④ 沿線住民主体の利用促進活動が活発に行われていない場合は、既存バスが利用可能であるか確認する。利用可能である場合は、運行の休廃止を行う。
- ⑤ 既存バスが利用可能でない場合は、サービスレベルの見直しを行う。

(2) 交通手段が予約型乗合タクシーの場合

- ① 原則1年以上の運行等を行った後、利用者数がコミュニティバスの運行条件を満たしているか確認する。コミュニティバスの運行継続条件を満たしている場合は、サービスレベルの見直しを行う。
- ② コミュニティバスの運行継続条件を満たしていない場合は、予約型乗合タクシーの運行継続条件を満たしているか確認する。予約型乗合タクシーの運行継続条件を満たしている場合は、運行を継続する。
- ③ 予約型乗合タクシーの運行継続条件を満たしていない場合は、沿線住民主体の利用促進活動が活発に行われているか確認する。利用促進活動が活発に行われている場合は、運行を継続する。
- ④ 沿線住民主体の利用促進活動が活発に行われていない場合は、運行の休廃止を行う。

6.3.2 見直し・休廃止の具体手順

(1) サービスレベルの見直し

① サービスレベルの見直し（案）の作成

コミュニティバスにおいては、原則1年以上の運行を行った後、継続運行条件を満たしていない場合は、運行本数や運賃等の見直し、予約型乗合タクシーへの移行等、サービスレベルの見直し（案）を作成する。

予約型乗合タクシーにおいては、原則1年以上の運行を行った後、コミュニティバスの継続運行条件を満たしている場合は、コミュニティバスへの移行等、サービスレベルの見直し（案）を作成する。

② 地域公共交通総合連携協議会での協議

①にて作成されたサービスレベルの見直し（案）について、木津川市地域公共交通総合連携協議会で協議を行う。

③ 見直ししたサービスレベルの周知

②で承認されたサービスレベルについて、交通事業者、木津川市で協働し、広報誌での掲載をはじめ、地域住民に対して周知を行う。

④ 見直ししたサービスレベルでの運行開始

周知期間を得た後、運行を開始する。

(2) 運行の休廃止

① 休廃止路線の抽出

サービスレベルの見直しを行い、原則1年以上の運行を行った後、継続運行条件を満たしていない場合は、休廃止路線の候補とする。

② 地域公共交通総合連携協議会での協議

①にて候補となった休廃止路線について、木津川市地域公共交通総合連携協議会で協議を行う。

③ 運行休廃止の周知

交通事業者、木津川市で協働し、広報誌での掲載やチラシの配布、ポスターの掲示等を行い、地域住民に対して、運行休廃止の周知を行う。

④ 運行の休廃止

周知期間を得た後、運行を休廃止する。

6.3.3 コミュニティバス等の運行継続条件

コミュニティバス及び予約型乗合タクシーの運行継続条件を、以下の通り設定する。なお、コミュニティバス等を取り巻く社会情勢が変化した場合は、運行継続条件を見直すこととする。

表 6-1 コミュニティバス等の運行継続条件

交通モード		運行継続条件	
		1日あたりの利用者数	予約率 (運行本数/予約可能本数)
コミュニティバス		10人*	-
予約型乗合タクシー	コミュニティバスの代替機能	1.5人(予約日)	25%
	コミュニティバスの補完機能	1.5人(予約日)	-

* 1日1路線8便で10人の利用とする(定時定路線の継続条件)

表 6-2 木津川市内のコミュニティバス・予約型乗合タクシー

需 要	経 費	収 入	交通モード*1	主な 利用目的	主な機能
大 ↑		定 時 定 路 線	コミュニティバス	自由	・ 住宅地と主要施設・鉄道駅等を結ぶ。 【基幹交通*2として機能】
					・ 集落と主要施設・鉄道駅等を結ぶ。
↓ 小			予約型乗合タクシー	自由	・ 集落と主要施設・鉄道駅等を結ぶ。 (コミュニティバスの代替)
					・ 集落と主要施設等を結ぶ。 (コミュニティバスの補完)

*1 交通モード：福祉・高齢者施策サービスを除く

*2 基幹交通：地域公共交通のなかで主に利用される主軸となる交通機関を指す

6.4 コミュニティバス等の新設の流れ

6.4.1 コミュニティバス等の導入条件

(1) 地域住民による地域組織の形成

コミュニティバス等の導入にあたっては、地域が中心となって検討・取り組む姿勢があることが必須である。このため、実際にコミュニティバス等の検討や運行協力等に携わる地域組織を形成する。地域組織の構成員は最低5名とし、代表者を1名選出する。

(2) ルート設定条件を満たした路線の設定

コミュニティバス等のルート設定条件は、「地域公共交通ネットワークが改善される」こと、「路線発着地点の1つを鉄道駅あるいは既存路線のバス停留所とする」ことであり、予約型乗合タクシー運行の休廃止をされたルートの基本とする。

(3) 実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす

コミュニティバス等の実証運行期間中に、「7.3 コミュニティバス等の見直し・休廃止の流れ」の「7.3.3 コミュニティバス等の運行継続条件」を満たさなければならない。

6.4.2 新設の流れ

コミュニティバス等の新設にあたっての流れは、以下の通りとする。

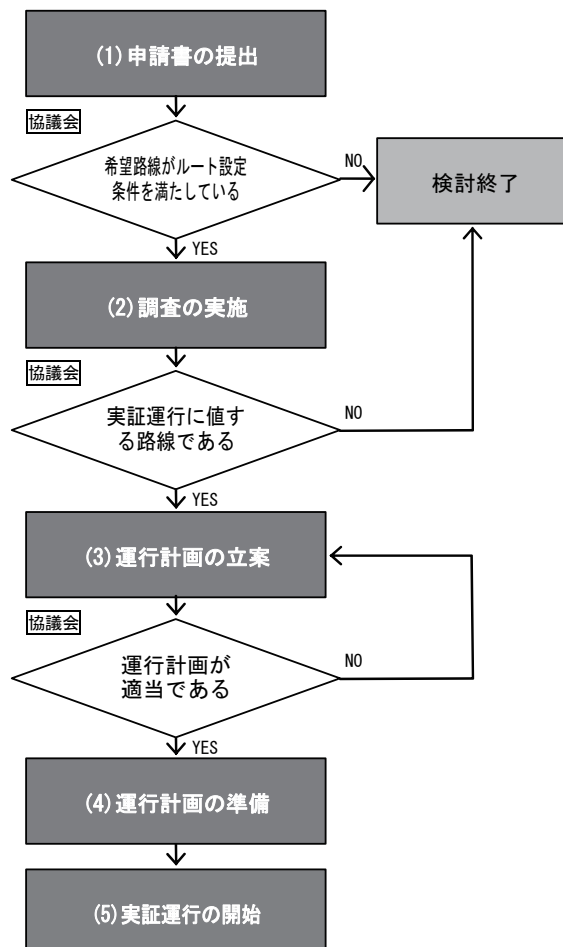


図 6-2 コミュニティバス等の新設の流れ

(1) 申請書の提出

地域住民は、コミュニティバス等の導入検討を進めるための地域組織を形成した後、代表者及び構成員、希望路線、導入を検討する理由等について記入した「コミュニティバス等導入検討申請書」を木津川市に提出する。

(2) 調査の実施

地域住民が主体となり、木津川市と協力して、希望路線沿線住民を対象にコミュニティバス等の利用意向調査を実施するほか、沿線地域の交通課題の抽出や希望路線のコミュニティバス等の運行可否について実態調査を実施する。利用意向調査実施の際、地域組織は沿線地域における調査の事前周知や協力依頼（調査票の配布等）を行う。

(3) 運行計画の立案

地域組織及び木津川市で、コミュニティバス等の運行計画の立案を行う。具体的には、運行本数やダイヤ、料金体系等のサービスレベルや、周知方法等の利用促進策について検討する。

(4) 実証運行の準備

地域組織はバス停位置に対する合意形成や利用促進策の準備を行う。木津川市は、交通事業者の選定や交通安全の確認、事業許可申請を行う。実証運行開始前に、地域組織は利用促進策を実施するとともに、木津川市と協働でバス停を設置する。

(5) 実証運行の開始

コミュニティバス等の実証運行開始後、地域組織は利用促進活動の実施や運行に対する協力（運行負担金の収集）、利用実態調査の協力（調査票の配布等）を行う。木津川市は、利用実態調査の実施や運行実績の収集を行う。